

該当ページ及び項目	修正前の内容	主な意見	主な修正内容
P. 3～4 はじめに		○文言の追加、修正	
P. 5～10 第1 いじめ対策についての基本的な考え方		○国の基本方針に準じた構成に変更 ○文言の追加、修正 ○主な取組の例を「第2 県が実施する取組」に移動整理	内容を以下の項目に再整理 1 いじめの定義 2 いじめの防止について 3 いじめの早期発見・認知について 4 いじめへの対応について 5 いじめの解消について 6 地域・関係機関との連携について
P. 11～13 第2 いじめの防止等のために県が実施する取組		○文言の追加、修正 ○第2期教育振興大綱の内容を反映	全文の挿入 「3 基本方針の周知徹底」「4 いじめ防止等に係る対応」として全面刷新
P. 14～19 第3 学校が実施する取組		○構成の変更 ○文言の追加、整理	
P. 15 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織に係る機能強化	必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者などの外部専門家が参加しながら対応します。	○外部専門家がどれくらい入れられるのか。人材や予算の確保はできるのか。 ○外部専門家の参加により対応します。 ○必要な予算を講じるべきである。	P. 15（8）の6行目から また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官、教員経験者など外部専門家の助言を得ながら対応します。
P. 17 4 学校におけるいじめの防止等に関する措置 （3）いじめへの対応・再発防止	なお、特定の教職員がいじめに関する情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告しないことは、いじめ防止対策推進法に違反し得ることになります。	○なお、教職員はいじめに関する情報を抱え込むことなく、学校いじめ対策組織に報告するよう努めなければなりません。 ○・・・抱え込むことなく、全校的な取組としていくことに特に留意しなくてはなりません。 ○なお、一部の教職員が・・・いじめ防止対策推進法に違反となる可能性を有しています。	いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、被害児童生徒をいじめから徹底して守るとともに、ケア等の必要な支援を行わなければなりません。 （3行省略） 対応については、いじめ防止対策推進法に基づき、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むものとしします。 （修正前の原案3行は削除）
P. 22～27 第6 重大事態への対処		○いじめ防止基本方針はいじめ防止対策推進法に基づいて規定されるため、「総合教育会議」の項目は削除の方がよい。 ○文言の追加、修正 ○構成の変更	P. 22の四角囲み 「総合教育会議」の項目を削除 P. 26 「4 調査結果の公表」を追加
第7 その他		○見直しは不断に行うものなので、あえて書かなくてもよい。	削除